

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年3月11日（金） 8：01～8：13

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
金子恭之 国務大臣（総務大臣）
古川禎久 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
山口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
野田聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小林鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
堀内詔子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 国会提出案件 2件
- 政令 7件
- 人事 4件
- 配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、ウクライナ及び周辺国における人道的救援活動に対する支援に必要な経費として、一般会計予備費から約88億円を使用するものであります。

次に、「ベラルーシ共和国の特定銀行に対する資産凍結等の措置」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書2件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令7件について、御決定をお願いいたします。まず、「令和3年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」は、令和3年等に発生した災害のうち、地滑り、豪雨及び暴風雨による11市町村の区域に係る9つの災害を激甚災害として指定等するものであり、「令和3年5月11日から7月14日までの間」及び「令和3年8月7日から同月23日までの間」の豪雨等による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する2政令は、当該激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域の追加等を行うものであります。

次に、「農水産業協同組合貯金保険法の一部改正法の施行期日令」は同改正法の施行期日を本年4月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、農水産業協同組合貯金保険機構が借入れ可能な資金の限度額を引き上げる等の措置を講ずるものであります。

次に、「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」は、ウクライナを巡る国際情勢や米国及び欧州諸国との調整等を踏まえ、ロシア等への輸出禁止措置を導入するものであります。本件につきましては、後程、経済産業大臣から御発言があります。

次に、「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」は、一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国土交通大臣がその管理を行う指定区間を変更するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、外務省大臣官房付福嶋香代子外5名を特命全権大使に任命し、バルバドス国駐箚等を命ずること、及び、ソロモン国駐箚大使森本康敬を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、外務省及び防衛省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、海上幕僚長山村浩が退官し、その後任に、横須賀地方総監酒井良を、充てるものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外3件

について、御決定をお願いいたします。

次に、萩原博美外 2 1 2 名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「開発協力白書」があります。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、件名外の配布資料といたしまして、「家計調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。なお、本件の公表時刻は 8 時 3 0 分ですので、それまでの間、不公表となります。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、外務大臣から 3 件御発言がございます。

○林国務大臣：まず、政府開発援助（ODA）の実施に当たっては、国民の理解と支持を得ることが重要であり、外務省は、毎年、開発協力の実績や課題別・地域別の政策を開発協力白書としてまとめ、公表しています。2021年版の開発協力白書は、本日公表される運びです。白書を通じ、開発協力に対する国民の関心と理解が更に深まり、一層の支持が得られることを期待します。

次に、本年 2 月 2 4 日、ロシア連邦はウクライナへの軍事行動を開始しました。ロシア連邦によるウクライナ侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法に深刻に違反するとともに、力による一方的な現状変更を認めないとの国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて認められず、我が国は最も強い言葉でこれを非難しています。ベラルーシ共和国は、ロシア連邦のウクライナ侵略を、自国領域の使用を認めること等により支援しています。こうしたベラルーシ共和国の行為も、我が国として看過することはできません。このようなウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、ベラルーシ共和国の特定銀行に対する資産凍結等の措置を実施することにつき、御了解願います。

次に、ウクライナ周辺国に避難しているウクライナの人々に対する人道支援として、480万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。これは、先月 2 7 日に岸田文雄内閣総理大臣から表明した 1 億ドルの緊急人道支援の一環であり、子供の保護、保健などの分野における支援をウクライナ周辺国のポーランド、モルドバ及びブルーマニアに対して行うものです。

○松野国務大臣：次に、経済産業大臣。

○萩生田国務大臣：ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、2 月 2 6 日、3 月 1 日、3 月 3 日及び 3 月 8 日に閣議了解を行い、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外為法による措置を講ずることとしました。ロシア連邦及びベラルーシ共和国に対する、国際輸出管理レジームの対象品目の輸出の禁止等に関する措置、特定団体への輸出等に係る禁止措置及び軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置、ロシア連邦に対する石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置、並びにいわゆる「2 共和国」との間の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の改正を

行うものです。経済産業省としては、外為法を所管する立場として、関係省庁と連携し、輸出の禁止措置の実施に万全を期してまいります。

○松野国務大臣：次に、総務大臣。

○金子（恭）国務大臣：本日、家計調査結果を公表いたします。その主なポイントは、次のとおりです。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。2人以上の世帯の1月の消費支出は、1年前に比べ実質6.9パーセントの増加となりました。これは、前年の消費水準が、東京圏などで緊急事態宣言が発出されていたことなどにより低かった反動などによるものです。一方、季節調整値で消費支出を昨年12月と比べると、感染拡大を受けて実質1.2パーセントの減少となりました。新型コロナウイルス感染症の影響は継続しており、引き続き今後の動向を注視してまいります。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 〔 令和4年 〕 (金)
3月11日

◎一般案件

資料あり

- 令和3年度一般会計予備費使用について（決定）
 （財務省）
- 〃 ○ ベラルーシ共和国の特定銀行に対する資産凍結等の措置について（了解）
 （外務・財務・経済産業省）

◎国会提出案件

資料あり

- { 1. 参議院議員塩村あやか（立憲）提出日本政府の国際機関等への拠出に関する質問に対する答弁書について（決定）
 （外務省）
1. 参議院議員羽田次郎（立憲）提出新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する質問に対する答弁書について（決定）
 （財務省）

◎政 令

資料あり

- 令和3年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（決定）
〔 内閣府本府・総務・財務・
〕
農林水産・国土交通省
- 〃 ○ 令和3年5月11日から7月14日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（決定）
 （内閣府本府・総務・財務・国土交通省）
- 〃 ○ 令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（決定）
〔 内閣府本府・総務・財務・
〕
経済産業・国土交通省

- 資料あり
資あり
- 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
（農林水産省・金融庁）
 - 〃 ○農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）
（農林水産省・金融庁・財務省）
 - 〃 ○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（決定）
（経済産業省）
 - 〃 ○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通・財務省）

◎人 事

- 資料あり
資あり
- 福 嶋 香 代 子 外 5 名 を 特 命 全 権 大 使 に 任 命 し、 特 命 全 権 大 使 森 本 康 敬 を 願 に 依 り 免 ず る こ と に つ い て（決定）
 - 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし
資なし
- ☆ 検 事 櫻 井 進 外 4 名 を 判 事 兼 簡 易 裁 判 所 判 事 等 に 任 命 し、 判 事 補 兼 簡 易 裁 判 所 判 事 北 島 聖 也 外 1 3 名 の 兼 官 を 免 じ、 判 事 兼 簡 易 裁 判 所 判 事 武 野 康 代 を 願 に 依 り 免 ず る こ と に つ い て（決定）
- 資料あり
資あり
- ☆ 元 海 上 保 安 官 萩 原 博 美 外 2 1 2 名 の 叙 位 又 は 叙 勲 に つ い て（決定）

◎配 布

☆ 2 0 2 1 年 版 開 発 協 力 白 書 （外務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 4 年 〕
〔 3 月 11 日 〕 (金)

◎ 配 布

☆ 家 計 調 査 報 告

(総 務 省)

[○ 署 名 あり ☆ 署 名 なし]